今後の審議スケジュールについて

1 開催時期(予定)

時期	案件
第2回(7月頃)	各種基準条例・規則(案)について
	量の見込みについて
第3回(9月頃)	量の見込み、提供体制の確保方策
	子ども・子育て支援事業計画(案)について
第4回(11月頃)	利用者負担について
	子ども・子育て支援事業計画(案)について
	地域型保育事業の認可について
第5回(2月頃)	子ども・子育て支援事業計画(案)について

2 子ども・子育て支援事業計画の策定の流れ

6月 供給(意向)調査の実施

7月~ 量の見込み、提供体制の確保方策の検討

9月 事業計画案のとりまとめ、県に報告

10月~ 量の見込み・確保方策に基づき、認可・確認の事前準備

県との事業計画の調整

平成27年3月 県へ事業計画提出

3 各種基準条例等について

子ども・子育て支援新制度施行に伴い、施設等の確認に関する基準、地域型保育事業の認可基準、放課後児童クラブの設備運営基準などの条例を市町村は遅くとも9月までに制定する必要があります。 国では各種基準が先日示されたことから、当市においても策定に向け事務を進めていくこととなります。

平成26年9月議会に提案が必要な条例

- ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例 (根拠 子ども・子育て支援法第34条第2項、支援法第46条第2項)
- ・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例 (根拠 児童福祉法第34条の16第1項)
- ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営基準に関する条例 (根拠 児童福祉法第34条の8第1項)

平成26年9月までに制定が必要な規則

・保育の必要性の認定(支給認定)に関する基準

平成26年度後半

・費用・利用者負担の設定(規則)

4 利用者負担について

国が示した利用者負担額を基に当市における利用者負担額を検討、設定する。 時期としては平成27年度当初予算要求に反映させる。

弘前市子ども・子育て支援事業計画策定までのスケジュール

